

# 今こそ保育士

～保育士の就職を応援する貸付制度のご案内～

新たに保育士として働く方や再就職する保育士の方、  
子育てをしながら働く保育士の方を応援する  
貸付制度があります。



## 1 保育士就職準備金貸付

新たに保育士として就職する場合や再就職時に  
必要となる費用をお貸しします。

**40万円以内**

※一人1回限り

## 2 子どもの預かり支援事業 利用料金の一部貸付

ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する費用をお貸しします。

**利用料の半額**

※年間123,000円以内、最大2年間

貸付は  
無利子です

**point**

いずれの制度も2年間青森県内の保育所等で  
勤務した場合、返還が免除となります。

お問合せ先

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会 施設支援課  
〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 TEL 017-723-1391  
受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)





# 1 保育士就職準備金貸付

## 【貸付内容】

新たに保育士として就職する場合や再就職時に必要となる費用をお貸しします

## 【貸付対象者】 下記のいずれをも満たす方

- ①下枠内の「対象保育所等」で新たに保育士として働くことが決まった場合や再就職することが決まった場合
- ②週20時間以上、保育士として勤務する方
- ③青森県内に住民登録している方で、本会及び他の都道府県が実施する保育士貸付制度を利用したことがない方

## 【貸付額】

400,000円以内（一人1回）

## 【使途の例】

- ①保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ②保育所等で使用する被服費
- ③保育所等への勤務復帰のための研修費用
- ④保育所等へ出勤する際に使用する自転車の購入費用
- ⑤子どもを保育所等に預ける際に必要となる費用
- ⑥子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用 など

# 2 子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

## 【貸付内容】

未就学児の子どもがいて、保育士として勤務する方で、勤務の時間帯により子どもの預かり支援に関する事業（ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業等）を利用する場合、利用料の半額をお貸しします

## 【貸付対象】 下記のいずれをも満たす方

- ①未就学児をもち、下枠内の「対象保育所等」で勤務し、子どもの預かり支援事業を利用している方
- ②週20時間以上、保育士として勤務する方
- ③青森県内に住民登録している方で、本会及び他の都道府県が実施する保育士貸付制度を利用したことがない方

## 【貸付額】

年間123,000円を上限に子どもの預かり支援事業利用料の半額（最大2年間）

## 対象保育所等

保育所、認定こども園、幼稚園（条件あり）、病児保育事業、一時預かり事業、企業主導型保育事業

※詳しくは、青森県社会福祉協議会 施設支援課までお問合せください。